

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策を実施した場合の

「真夏日」の読み替えについて

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施に伴い、熱中症を引き起こす可能性が高まることを考慮し、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（以下、試行要領という。）の真夏日の定義を当面の間、下記のとおり読み替えて運用します。

1 適用

令和2年8月1日以降

2 対象工事

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減策を実施した工事

3 真夏日の定義に関する読み替え内容

試行要領：日最高気温が30度以上の日

当面の運用：日最高気温が28度以上の日

4 実施協議

受注者は、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減策を実施するときは、実施計画について事前に監督員と協議を行い、施工計画書等に記載するものとする。

発注者は、工事変更請負契約にあたって、あらかじめ実施状況を確認するものとする。なお、受注者は確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があったときは、速やかに工事打合せ簿により提出しなければならない。